

彦根市役所の組織が一部変わります

市では、新たな行政課題に適切に対応するとともに、効率的な行政運営を行うため、次のとおり4月1日から組織の一部を変更します。

🗨️ 人事課 ☎ 30-6106 📠 22-1398



● シティプロモーション推進課の名称を「広報戦略課」に変更

▶ YouTube や Twitter、Facebook、LINE、Instagram などの SNS や広報ひこねなどを用いた市政情報を戦略的に推進するため、企画振興部のシティプロモーション推進課の名称を「広報戦略課」に変更します。

● 情報政策課内に「DX推進室」を新設

▶ 行政のデジタル化の総合的な推進に関する事務を効率的かつ効果的に実施するため、この事務を市長直轄組織から企画振興部に移管します。それに伴い、市長直轄組織の行政デジタル推進課を企画振興部の情報政策課に統合し、併せて情報政策課内に「DX推進室」を設置します（行政デジタル推進課と、行政デジタル推進課内の市民生活・経済再生支援室を廃止）。

● 「秘書課」の設置

▶ 企画振興部のシティプロモーション推進課内にある秘書係の機能を市長直轄組織に移管し、市長直轄組織に新たに「秘書課」を設置します。

● 「ひこにゃんブランド推進室」を観光交流課に移管

▶ 市の観光事業にも密接に関連するひこにゃんに関する事務を効果的に実施するために、歴史まちづくり部の文化財課内の「ひこにゃ

んブランド推進室」を、産業部の観光交流課に移管します。

● 「高齢福祉推進課」の新設

▶ 高齢者福祉に関する事務を所管する、福祉保健部の介護福祉課と医療福祉推進課を廃止・統合し、新たに「高齢福祉推進課」を設置します。※当面の間は、福祉センター1階（旧介護福祉課のあった場所）とくすのきセンター2階（旧医療福祉推進課のあった場所）に分かれて業務を行います。

● 庁舎耐震化推進室の廃止

▶ 事業の終了に伴い、総務部の公有財産管理課内の庁舎耐震化推進室を廃止します。

● 市立病院の組織変更

▶ 患者さんに、より正確かつ具体的な情報を提供するために、医療技術局の「栄養科」の名称を「栄養治療科」に変更し、科内室であった「栄養治療室」を廃止します。

▶ 専門的な視能訓練体制を整えるため「視能訓練科」を、専門的な口腔衛生の処置体制を整えるため「口腔衛生科」を、輸血の管理に関する体制を強化するため医療技術局臨床検査科内に「輸血管理室」を新設します。

🗨️ 市立病院職員課

☎ 22-6050（内線 3502） 📠 26-0754

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各事業の実施を中止・延期することがあります。開催の有無や詳しい情報はお問い合わせください。発熱や咳などの風邪症状がある場合、参加を控えていただきますようお願いいたします。

健康・福祉

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当制度（4月1日（金）から手当額が変更）

①特別児童扶養手当

年3回（4月、8月、12月）に分けて、各支給月の前月までの4か月分を支給することで、児童の福祉の増進を図ります。

手当月額

1級（重度障害）52,400円

2級（中度障害）34,900円

🎯 20歳未満の在宅の心身障害（身体障害者手帳の1級～3級、療育手帳のA1～B1に該当する程度）のある児童の父母または養育者（施設入所する場合は対象外）

②特別障害者手当・③障害児福祉手当

年4回（5月、8月、11月、2月）に分けて、各支給月の前3か月分を支給することで、重度障害のある人や子どもの福祉の増進を図ります。

手当月額

② 27,300円

③ 14,850円

🎯 ② 20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護を必要とする人（寝たきりの人や、知的・精神の障害などのため介助なしで日常生活の動作がほとんどできない人など。施設入所したり、3か月以上入院したりする場合は対象外。介護サービスの利用や手帳の有無は関係ありません） ③ 20歳未満で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活で常時介護を必要とする人（施設入所する場合は対象外。手帳の有無は関係ありません）。

📄 所定の診断書または手帳と請求書類を直接窓口（必要な書類は障害福祉課にあります）

🗨️ 所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

🗨️ 障害福祉課

☎ 27-9981 📠 30-9231

心身障害のある人の社会参加のためタクシー運賃・自動車燃料費を助成（4月1日（金）から受付開始）

助成内容

▶ タクシー運賃助成

年額 12,000円（500円×24枚）
1乗車につき4枚まで

▶ 自動車燃料費助成

【前期分（4月～9月）】 3,000円（500円×6枚）

【後期分（10月～3月）】 3,000円（500円×6枚）

※どちらか1つを選択

🎯 次の①～③のいずれかに該当し、施設に入所しておらず、市民税所得割額が16万円未満

①身体障害者手帳1級か2級が交付されていて、次のいずれかの障害のある人 ▶ 肢体障害のうち下肢障害、体幹機能障害または移動機能障害 ▶ 視覚障害 ▶ 内部障害（免疫機能障害を含む）

②療育手帳A1かA2が交付されている人

③精神障害者保健福祉手帳1級か2級が交付されている人

🗨️ 自動車燃料費の助成は、本人または本人と生計が同じである家族が、自動車を所有し運転する場に限りです。申請時は、車検証の写しを郵送、または窓口で提示してください。

📄 郵送または窓口

🗨️ 障害福祉課（〒522-0041 平田町670）

☎ 27-9981 📠 30-9231



介護家族のつどい ほっこり

認知症などの家族を抱える介護者同士が、日頃の思いを共有したり、情報交換などをしたりする会です。気軽にご参加ください。

🕒 4月12日（火）13:30～15:00

📍 くすのきセンター（八坂町）

🎯 認知症などの家族を抱える介護者

📋 20人（先着順）

💰 200円（茶菓子代・初回参加の人は無料）

📄 電話またはFAX

🗨️ 介護家族のつどい ほっこり

☎ 090-7961-3856 📠 43-4478

【HP番号：2195】

男性介護者のつどい

彦根こんき会

認知症などの家族を介護する男性同士で語り合ひましょう。

🕒 4月11日（月）10:30～15:00

📍 市民交流センター（里根町）

🎯 認知症などの家族を介護する男性介護者

💰 200円（昼食代は実費）

🗨️ 家族の会滋賀県支部（小宮さん）

☎ 080-3797-4530

元気21歩こう会

梨の花を見て歩きましょう。

🕒 4月21日（木）9:00～10:30

📍 湖岸緑地曾根沼公園駐車場（三津屋町）

💰 100円（保険代）

📄 4月4日（月）～同11日（月）に電話（申し込みは参加者本人のみ）

🗨️ ひこね元気クラブ21事務局（健康推進課内）（月・水・金 10:00～16:00）

☎ 080-2944-4281 📠 24-5870

※【お知らせ】 ページ右端のジャンルの並びが変わりました。各ジャンルのページにイベント・講座などを掲載しています。

..... < 広告欄 >